

第38回法人会全国大会「千葉大会」

10月13日、千葉県幕張メッセ幕張イベントホールにおいて、第38回法人会全国大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3年ぶりの現地開催となりました。このため感染防止の観点から全席指定、懇親会は従来の立食形式から着座形式に変更するなど万全の感染対策を行った開催となりました。

会場は、房総半島に位置し三方を海に囲まれ海洋性の温暖な気候と肥沃な大地、豊かな自然に恵まれており、新鮮な海の幸、山の幸など食や「東京ディズニーランド」「九十九里浜」等の観光スポットが点在する千葉県開催となりました。

第1部記念講演は、ジャーナリスト 安藤優子氏を講師に招き「女性がテレビで働くということ」について講話されました。講話は、テレビ局入社を経緯から始まり女性の職場進出に対する理解が低い当時の状況についてご自身が経験したことやアパルトヘイト撤廃直後の南アフリカ取材で心に響いた少女の言葉など大変貴重な話を拝聴しました。

第2部式典では、来賓祝辞、表彰受表彰会紹介、税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告、大会宣言の次第で行われました。益田法人会は、対前年5社以上で優秀賞、対前年1社以上3年間継続で表彰頂きました。次の税制改正提言の報告では、税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策、地方のあり方等について報告されました。続いて青年部による租税教育活動報告、大会宣言が行われました。

最後に第39回全国大会のPRを群馬県法人会連合会会長が行われ、式典は幕を閉じました。

第3部の懇親会は、従来の立食形式から着座形式に変更されたため、同席した法人会参加者と交流を深め無事お開きとなりました。



令和5年度 税制改正に関する提言

全法連より「令和5年度税制改正に関する提言」が公表されました。本年度の提言は、未曾有のコロナ禍でさらに悪化した財政を立て直すとともに、地域の産業と雇用を支える中小企業の経営を支えるべく、「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」などについての内容が中心となっております。全文につきましては、全法連HPにてご確認ください。

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって 事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

■ 益田市・益田市議会へ提言活動する森本会長・大石税制委員長（11月7日（月））



■ 吉賀町長へ提言活動する吉本吉賀支部長（11月24日（木））



■ 津和野町長へ提言活動する中谷津和野支部長（11月29日（火））



令和5年度税制改正に関する提言（要約）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中に入った時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻つつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事

業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策的目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引か

ら排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

・ これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・ また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

・ 欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

＜税目別の具体的課題＞

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ① 役員給与は損金算入とすべき
 - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
 - ② 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年度の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言いがた、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告



株式会社 Woman's は、職場の女性をもっと活躍させたい
女性をもっと登用したい
経営者の思いをカタチにする会社です
詳しくは、 <http://womans.co.jp> をご覧ください。

人材育成コンサルティング・研修ご用命ください

株式会社 Woman's
代表取締役 宮崎結花
TEL&FAX 0856-22-8605

第36回法人会全国青年の集い「沖縄大会」

11月23日～25日、第36回法人会全国青年の集い沖縄大会に参加しました。

昨年の佐賀大会はコロナ対策によって部会長のみ参加のハイブリッド開催でしたが、沖縄大会は久しぶりの通常開催ということで、藤原副部会長にも同行してもらいました。

大会1日目は、沖縄アリーナにて11の局連を代表する租税教育活動プレゼンテーションと、健康経営大賞ファイナリストの事例紹介がありました。

私たち青年部会は「税知識の普及、納税意識の高揚」という法人会の目的に寄与するため「租税教育活動」を活動の柱の1つに、また、このままでは子どもたちの世代に過大な負担を強いることになるという問題意識を背景に、国の財政破綻回避へ向け「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を浸透・普及するべく令和元年から新たな活動の柱をスタートしています。

本大会には、租税教育活動プレゼンテーションに松江法人会・健康経営大賞（企業部門）に雲南法人会が登場し、島根県大活躍です！どのプレゼン発表も、コロナ禍というこれまで経験したことのない制限の中で、課題抽出⇒改善⇒評価を繰り返すことで理想とする活動へ近づけていることを知り、大変参考になりました。

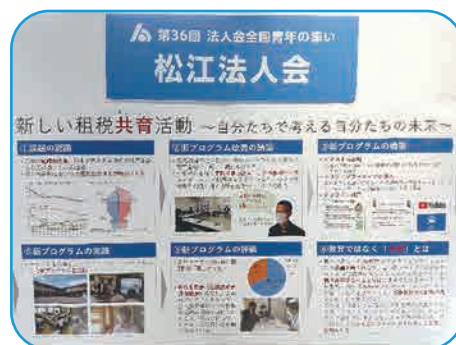
大会2日目は、沖縄市体育館で開催された部会長サミットに参加。また、藤原部会長は今回初めての実施となる“会員交流分科会”に参加しました。

部会長サミットのテーマは『部会員増強と会の活性化』。部会活性化のためには会員増強をしなくてはなりません。しかし、部会員増強だけでは会の活性化になるとは限らない。部会員増強と部会の活性化をどのように取り組み、成功させたか？ということをも、同規模程度の単位会10名が円卓テーブルに座り意見交換をしました。単位会によって環境は様々で課題も異なる面も多々ありましたが、大切なことはノルマや会費ではなくて、活動する会員を増やすことによって青年部会の取り組む事業を未来につないでいくことだと感じました。

沖縄本土返還50周年に併せて開催された本大会。大会を成功させた沖縄県法人会連合会関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。また、全国青年部会の皆様との情報交換・意見交換により、多くの学びと気づきをいただいたことを今後の活動に活かしていきたいと思っております。



青年部会 部会長 大谷 孝司



令和4年度 支部巡回連絡協議会

吉賀支部

吉賀支部は、10月26日「支部連絡協議会」を吉賀町ふれあい会館において開催しました。今年度の支部巡回連絡協議会は、第1回厚生委員会並びに福利厚生制度推進協議会との2部構成（併催）となりました。最初の厚生委員会は、鹿野担当副会長、村木委員長、森本会長の挨拶の後、①全法連 厚生合同委員会の概要を村木委員長から報告、②法人会福利厚生制度推進について保険各社から現状等の説明を受け、現在の加入状況等について認識しました。次に支部巡回連絡協議会に移行、最初に吉本吉賀支部長、森本会長の挨拶に続いて来賓を代表して高橋益田税務署長からの挨拶の後、協議事項に移りました。

協議事項は、①令和4年度 本会事業報告を森本会長が現在までの活動状況について周知しました。次に②令和4年度の支部活動報告を吉本吉賀支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行って頂きました。最後に税務研修として益田税務署 賀元法人課税部門統括官より、インボイス制度の登録要領や同制度に関連する補助金等について認識を深め、協議会を終了しました。本会の準備・開催等ご協力をして頂いた吉賀支部の皆様、大変ありがとうございました。



津和野支部

津和野支部は、11月22日「支部巡回連絡協議会」を津和野町商工会日原支所において開催しました。初めに中谷津和野支部長、森本会長が挨拶し、続いて来賓を代表して高橋益田税務署長からの挨拶の後、協議事項に移りました。協議事項は、①令和4年度 本会事業報告、次に②令和4年度の支部活動報告を中谷津和野支部長が行い、続いて③会員増強、④法人会福利厚生制度について保険各社から説明を行い、最後に税務研修として益田税務署 賀元法人課税部門統括官より、インボイス制度の登録要領や同制度に関連する補助金等について認識を深め、協議会を終了。

続いて「鷗外が愛した食～森鷗外没後100周年・津和野駅開業100周年～」と題して津和野町観光協会副会長（郷土史家）山岡浩二氏より講話をして頂きました。森鷗外が好んで食していた知られざる料理の数々について拝聴し、意外な食生活にびっくりしました。津和野で鷗外食が堪能できます是非御賞味下さい。最後に本会の準備・開催等ご協力をして頂いた津和野支部の皆様、大変ありがとうございました。



津和野支部 社会貢献活動 「殿町～鷺舞広場、稲成町河川公園を清掃」

10月18日、津和野支部は津和野観光協会と協力して秋の行楽シーズン本番を控え、津和野観光のメインストリートである殿町から鷺舞広場、稲成町河川公園の清掃を津和野町商工会観光部会と合同で23事業所48名で行いました。法人会では、地域経済・地域社会の活性化に向け、地域社会に融和できる「目に見える形に残る社会貢献活動」を推進することを基本方針に掲げており、同町内の会員等での地域貢献ができました。以下、今回清掃活動に参加していただいた法人会会員事業所（13社）を紹介します。

昌和道路(株)・石見紙工業(株)・(医)橘生堂・(有)サンデーズ・(有)澄川時計店
(有)石州造林・古橋酒造(株)・(有)山田竹風軒本店・(有)森本石材・(有)峰月堂
(有)ナガヨシ技建・西中国信用金庫・津和野町商工会
※ 参加事業者は、支部事務局確認分のみです。



吉賀支部 社会貢献活動 「六日市病院 外来駐車場を清掃」

11月26日、吉賀支部は社会貢献活動として、六日市病院外来駐車場周辺の清掃活動を8事業所9名で行いました。当日は、天候にも恵まれ午前9時予定どおり清掃開始、落ち葉拾いを中心に清掃活動を行いました。以下、今回清掃活動に参加していただいた法人会会員事業所（9社）を紹介します。

泉屋産業(株)・片山建設(株)・(有)ソーイングヨシモト・田原資材(株)
西中国信用金庫 吉賀支店・(有)正木運送・(株)ロディック・吉賀町商工会





頭の中は、“道具”で釣り上げ“機能”で翻訳

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間 千映子

頭の中のことなんて、外から見えるわけがない、と思いがちだ。ところが、知識で考える理性的なことであれば、その様子は頭の中のことであっても、第三者がかなり正確に推測することは可能だ。

たとえば、「スプーンと鉛筆」の2つが与えられていて、「コーヒーをかき混ぜるのに使うのは、どちらか」というお題があった場合、回答者は「スプーン」を選び、出題者も「スプーン」を正解とするだろう。そして、これを読んでいる皆さんも同じように、「スプーン」が正解と思うのではないか。

出題者が回答者にお題を出す場面に同席していないにも関わらず、読者の方々も回答者と同じ「スプーン」を正解に選ぶのは、「かき混ぜる」にコーヒーという「食品」が加わったため、食事を使う機能があるのは「スプーン」だと考えたからだ。

このように、お題が出されたその場にいない第三者であっても、機能に求める内容が同じになると、答えも同じになるのだ。ところが機能というのは、姿を持たない情報だ。姿を持たないものを、客観的に共有するのは難しい。にも関わらず、出題者と回答者、そしてこの読者との間で“機能”という情報の共有が可能になったのは、スプーンを“道具”と認識したためだ。

道端の石でも、漬物樽の上にのせれば「漬物石」という道具として認識するのと同様に、棒の先に攪拌（かくはん）部分が付いた形のモノはさまざまあるが、ここではそれを「スプーン」という道具と認識した。そのため、その機能に「食品を扱う」が現れてきたのだ。

ところで、機能のない道具はないし、道具のない機能はない。機能が付くと、モノは“道具”になるので、道具と機能は一体と言える。そのため、道具の機能を通して作業者が何を考えているか、その頭の中が分かるのだ。

そうそう、機能を支えているのは“知識”だということも、忘れてはならない。もし、鉛筆に黒鉛（炭）が使われていることを知らなかったら、「え？炭を身体に入れるの」という躊躇（ちゅうちょ）は生まれず、回答者も読者もお題の「かき混ぜる」に焦点がいき、何の疑問も持たずに「スプーン」と「鉛筆」の両方を正解にしたかも知れない。

何を道具に選ぶかは、回答者の持っている知識の内容に左右され、その知識の内容は機能の見方を制限する。活動効率を上げるのが道具の役目なので、道具の選択を誤るとコーヒーを鉛筆でかき混ぜるがごとく、結果の質そのものを直撃し、ひいては効率をも直撃するのが、“知識”の存在だ。

この「道具と機能と知識」の関係は、姿が目視できない情報であっても、モノの場合と同じ関係が成立する。会社の売り上げを請求するという機能がついた情報の塊に「請求書」という名がついて“請求活動の道具”という見立てが成り立つからだ。

このように、“道具”で釣り上げた“機能”を支える“知識”の使われ具合に踏み込めば、リモートワークで顔の見えない不安感も拭えてくるというものだ。

【筆者紹介】玄間千映子（げんま・ちえこ）

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。



小学生の税に関する「絵はがき」「習字」コンクール表彰式を開催

11月19日、益田駅前ビルEAGA 大ホールにおいて第17回目となる「絵はがき」「習字」コンクール表彰式を開催しました。このコンクールは毎年、益田地区租税推進協議会の主催で、益田市や鹿足郡の小学生を対象にして「「税」について考え、身近に感じてほしい。」という思いから、「税」に関する絵はがきと習字の作品を募集しているものです。本コンクールの歴史は長く、今年で絵はがきが24回、習字は29回目の開催となります。今回は「絵はがき」13校から225作品、「習字」22校から267作品の応募があり、その中から「絵はがき」、「習字」の部門別に受賞者を選考しました。選考の結果、「絵はがき」部門から島根県教育委員会教育長賞をはじめとする24名、「習字」部門は特賞・金賞各10名で合わせて20名の受賞者が選ばれました。

表彰式へは、益田市、吉賀町、津和野町から各賞に選考された児童30名（「絵はがき」の部16名、「習字」の部14名）、ご家族及び関係者等104名が出席し、各関係機関・団体の代表者から緊張する児童に対して表彰状を贈呈しました。表彰状贈呈終了後、受賞者を代表して吉田小学校6年 吉村翠乃さんから「今日は、ありがとうございます。受賞できてうれしです。」と挨拶を頂きました。

表彰式後、益田法人会青年部会、益田税務署職員及びご当地アイドルグループPrecious（プレシャス）さんにもご協力してもらい、「税に関する〇×クイズ」を行い出席した児童とご家族も参加して税に関する理解を深めて頂きました。最後に本コンクールを通じ、学校や家庭で「税」を考えるきっかけになればと願うとともにご協力を頂いた関係各位に心より感謝申し上げます。

◆ 表彰式の様子 ◆



令和4年度 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者名簿

《県コンクール入賞者》

賞名	小学校	学年	氏名
島根県教育委員会教育長賞	益田	6年	奥村 えいな (おくむら えいな)
島根県青色申告会連合会会長賞	中西	6年	椋木 萌衣 (むくのき めい)

《益田地区コンクール入賞者》

賞名	小学校	学年	氏名
益田地区租税教育推進協議会 代表幹事賞	吉田	6年	吉村 翠乃 (よしむら すいの)
益田税務署管内青色申告会連合会 会長賞	益田	6年	嶋崎 心海 (しまさき ここみ)
公益社団法人 益田法人会 会長賞	益田	6年	安田 奎太朗 (やすだ けいたろう)
益田税務署長賞	真砂	6年	瀧谷 瑠依 (たきたに るい)
島根県西部県民センター所長賞	益田	6年	田原 うみ (たばら うみ)
益田市市長賞	益田	6年	堀本 向日葵 (ほりもと ひまわり)
益田市教育長賞	益田	6年	城市 いろは (じょういちいろは)
津和野町教育長賞	津和野	6年	三浦 大志 (みうら たいし)
吉賀町教育長賞	益田	6年	俵知 沙冬 (たわら ちさと)
益田税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞	吉田	6年	猪俣 圭吾 (いのまた けいご)
益田間税会 会長賞	吉田	6年	岩崎 夏向 (いわさき かなた)
中国税理士会益田支部 支部長賞	益田	6年	山崎 花歩 (やまさき かほ)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	高津	6年	三浦 大河 (みうら たいが)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	吉田	6年	岡崎 希美 (おかざき のぞみ)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	東仙道	5年	大谷 日茉莉 (おおたに ひまり)
益田税務署管内青色申告会連合会 特別賞	都茂	5年	西田 秀俊 (にしだ ひでとし)
公益社団法人 益田法人会津和野支部長賞	津和野	6年	服部 恭佳 (はっとり きょうか)
公益社団法人 益田法人会吉賀支部長賞	朝倉	5年	神谷 煌太 (かみや こうた)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	高津	6年	能地 迅太 (のうじ はやた)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	安田	6年	塔畑 稀帆 (さこはた きほ)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	桂平	6年	豊田 仁愛 (とよた にいな)
公益社団法人 益田法人会 特別賞	津和野	6年	藤井 杏花里 (ふじい あかり)

令和4年度 小学生の「税に関する習字コンクール」受賞者名簿

《特賞》

小学校	学年	氏名
吉田南	3年	倉本 怜果 (くらもと れいか)
益田	4年	山本 瑛士 (やまもと えいじ)
吉田南	5年	倉本 朋果 (くらもと ともか)
津和野	5年	原田 結禾 (はらだ ゆいか)
六日市	5年	片上 碧 (かたがみ あおい)
蔵木	5年	澄川 夏帆 (すみがわ なつほ)
益田	6年	佐々木 結衣 (ささき ゆい)
安田	6年	塔畑 稀帆 (さこはた きほ)
西益田	6年	大田 夏帆 (おおた なつほ)
日原	6年	村上 千夏 (むらかみ ちなつ)

《金賞》

小学校	学年	氏名
高津	3年	稲村 紗奈 (いなむら さな)
鎌手	3年	松本 柊哉 (まつもと しゅうや)
益田	4年	山崎 翔琉 (やまさき かける)
安田	4年	青木 摩弥 (あおき まや)
豊川	4年	寺戸 夕梅 (てらど ゆうめ)
西益田	5年	藤本 心音 (ふじもと ここね)
益田	6年	椋木 碧唯 (むくのき あおい)
吉田	6年	中村 果穂 (なかむら かほ)
日原	6年	中島 謙 (なかしま けん)
六日市	6年	林 柚良 (はやし ゆら)

暮らしのそばに「エネルギー生活総合サービス企業」



本社：大田市長久町長久口235番地2
 益田支店/あけぼの東給油所：益田市あけぼの東町10番地1
 TEL：益田支店(0856)23-1800 給油所(0856)23-1803

舗装工事一式施工



代表取締役 中谷 保宣

本社 鹿足郡津和野町枕瀬541-2
 ☎(0856)74-1233(代)
 益田営業所 島根県益田市駅前町36-6
 ☎(0856)23-1898

ますだ産業祭ステージ 税金〇×クイズ 開催

11月6日、第36回ますだ産業祭のメインステージにて「税金〇×クイズ」を開催しました。

ますだ産業祭は、益田商工会議所青年部主催事業として益田圏域に生活されている皆様に地域の商工業、農林水産業の魅力を発信し地域産業の振興・発展に寄与することを目的として開催され、例年多くの益田市民が産業祭を訪れ楽しんでします。益田法人会 社会貢献委員会・青年部会・女性部会では、ますだ産業祭の場を活用して市民の皆様へ税をより身近に感じて頂くため、メインステージイベントに参加し「税金〇×クイズ」を行っています。今年も、ご当地アイドルグループ Precious（プレシャス）さんにもお手伝いを頂きイベントを盛り上げて頂きました。お陰様で約160名の来場者が「税金〇×クイズ」に参加しました。



島根県西部県民センター 益田事務所 玄関へ花苗の植栽

11月27日、島根県西部県民センター益田事務所（島根県益田合同庁舎）の入口に設置させて頂いたプランターに、季節の花を植えました。これは女性部会が社会貢献事業の一環として毎年行っているもので、訪れた方々が目にして心やかになって頂けるよう植栽をしました。



マイナンバーカード取得促進へ協力 ～会員企業が一括申請！～

★市職員が会社訪問して手続きすれば、申請者のご自宅に、マイナンバーカードが届きます！

あると便利！

当日持参（準備）する書類

- (1) 「通知カード」または「個人番号通知書」
- (2) 本人確認書類
- (3) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

★公的な身分証明書になる！

★コンビニから各種証明書が取れる！

★確定申告（e-Tax）の利用が簡単に！

★健康保険証として使える！ ※対応している病院と薬局のみ など

【一括申請に関する申込み・問い合わせ先】

益田市役所 総務部 市民課 ☎ 31-0224 FAX 24-0180



(株) 三建技術 (9月21日)



(株) 森本建設 (9月28日)



随時 会員募集中！！

～是非！皆様のご加入をお待ちしております～

(公社) 益田法人会は、益田税務署管内の法人（個人）を会員として、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、「納税意識の向上」と「企業経営および社会の健全な発展」に貢献する団体です。

現在、益田市・鹿足郡の企業様801社（個人含む）で構成されており、年間を通して、税務研修会・講演会・社会貢献活動・会報誌の発行・会員交流事業など、様々な活動を積極的に行っております（R4.3月末現在）。

◎メリット

- ・正しい税の知識が身に付きます
- ・各種研修会・セミナー等を無料で情報提供致します
- ・異業種交流ができ、人脈が広がります
- ・福利厚生制度で、一部保険料の団体割引の適用があります 等

◎会費（口数は何口でも可能です）

一般会員	年間	1口	7,000円
賛助会員	年間	1口	3,500円

■お問合せ (公社) 益田法人会 事務局
TEL(0856) 23-7640



青年部会・女性部会の会員様も、募集しております！

青年部会

青年部会は、次世代を担う若手経営者の皆様により、様々な事業の開催やサポートを行っています。会の運営において、大変ご尽力を頂いております！

- ・部会員数：44名（R4.3月末現在）
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で50歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



女性部会

女性部会は、青年部同様に様々な会の事業活動をお手伝いしています。女性ならではの、柔軟さや華やかさも活かして、元気に活躍されています！

- ・部会員数：26名（R4.3月末現在）
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で75歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



有限会社森本石材

代表取締役社長 森本 修久

(連絡先)

〒699-5606 島根県鹿足郡津和野町寺田762-2

TEL:0856-72-1002 FAX:0856-72-1003

URL:https://www.morimotosekizai.com/

- ①わが社のモットーとPR
- ②社長の趣味、余暇の過ごし方等
- ③自由発言



代表取締役社長 森本 修久 氏

“御信仰の対象としての墓石創りを構築する”

沿革：2000年2月 (資)石匠会グループ創業
 ：2004年2月 (有)森本石材に改組
 ：2008年7月 吉賀営業所開業(H24統合)
 ：2012年4月 益田支店業開設

会員数：8名

活動内容：石材加工販売、墓石・石造品の工事
 墓所霊園の企画・造成管理

①墓石墓所専門工事店（島根県西部唯一の業界団体全国最大の日本石材産業協会の認定正会員）として島根県西部から山口県東北部に事業を展開。津和野常光寺蕪坂墓地を初め社寺御用所商として多くの各宗社寺墓所の企画造成をする。高級国内産御影石を使用した一品受注生産の墓石造りを基礎工事から文字彫り彫刻、据付建立工事まで自社

一貫体制で行う。平均年齢29歳と若いスタッフが墓石の企画・施工の相談に丁寧に対応し最善策を提案。工事請負件数は、創業より3,500件の実績。また、神社の鳥居や狛犬等の石造品製作も多く手掛ける他、近年はホームページ、インスタグラム等のSNSの充実も図る。

②趣味は、幅広いジャンルのライブコンサートを鑑賞、特に矢沢永吉さんの大ファンで書籍「成りあがり」は人生のバイブルと言う。また、毎日の読経及び暇を見つけては愛車の洗車、筋トレを行い気持ちをリフレッシュする。

③政治評論家の三宅久之氏の書籍「愛妻・納税・墓参り」に触れ感銘を受けました。税は社会と私達を支える仕組みの根幹であると認識する必要がある。



(津和野本社)



(文字彫り彫刻)



(基礎工事)



(益田支店)



(益田支店 展示場)



(施行)

三谷神楽社中

代表 加藤 正良

(連絡先)

〒698-0212 島根県益田市美都町仙道246
TEL:090-7504-1272



代表 加藤 正良氏

流暢な舞を伝承、地域に愛される社中を目指して！！

沿革：明治初期、大神楽宮司 大石千代太が中倉の三浦民七氏に伝承し、一座を発足。明治末頃、宇治社中より三谷神楽社中へ八調子革新神楽舞が取入れられ現在に至っている。

会員数：23名

活動内容：伝統芸能の保存と継承、神社奉納、イベント、神楽振興活動

明治初期に発足以来、150年の歴史がある。

時代に合わせて神楽が変化しても諸先輩が伝えてきた伝統ある舞を継承したい。現在10代から70歳代の23名の団員で構成、中には県外で働く団員も在籍する。地域の秋祭りの奉納神楽を中心に活

動を行っている。今年度は神楽体験ツアー、夜神楽、美都町神楽競演大会（11月13日）や令和5年開催予定の「里の神楽（3月19日ふれあいホールみと）」の準備などコロナ感染対策をしつつ活動を展開中。他方、後継者育成のため、月2回三谷神楽キッズの指導も行っている。

今後は、石見神楽の魅力を県内外に広めるため、益田市石見神楽神和会や益田市観光協会の神楽振興活動にも引き続き協力し、石見神楽の魅力を発信するとともに石見神楽の鑑賞に多くの方々が益田市に来て頂けるような方策を考えて行きたい。また、実際に神社で行う本来の神楽を観た人々に大きな感動を与えられるような舞が披露できるよう一層精進して行きたい。



(西大和 里の神楽にて)



(鐘馗 石見の夜神楽)



(秋祭り)



(練習風景 十羅)



(神楽ウイーク 神楽でお出迎え)



(瑞風お出迎え / 益田駅)